

十 期 和 会 会 則

(名 称)

第1条 本会は、「十期和会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦及び融和を目的とする。

(業 務)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (ア) 名簿の管理に関すること
- (イ) 会員の慶弔に関すること
- (ウ) 本会の目的に適合した親睦会の開催及び同好会の設置

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、特別会員及び名誉会員とする。

- 2 正会員は、海上自衛隊第10期一般幹部候補生課程入校者(相当期の者を含む)とする。
- 3 特別会員は、正会員の配偶者等とする。
- 4 名誉会員は、海上自衛隊第10期一般幹部候補生課程の教育に当たった海上自衛隊幹部候補生学校校長、同教育部長、同学生隊長、同分隊監事等とする。

(役 員)

第5条 本会に会長1名、幹事2名を、また、別表に定める地区ごとに地区幹事を置く。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会の業務を統括する。

- 2 本会の諸業務及び会計業務等は、会長の調整により会長及び幹事で分担して実施する。
- 3 各地区幹事は、それぞれの担当地区に関わる業務全般について会長を補佐し必要に応じ当該地区会員と連絡する。また、関東地区幹事の1名は、会長の要請により、年度の会計監査を行う。

(役員の出選及び任期)

第7条 会長は、原則として関東圏在住会員の互選に基づき選出し、会長が幹事を委嘱する。

- 2 各地区幹事は、当該地区会員の推薦に基づき、会長が指名する。
- 3 会長及び幹事の任期は、特に定めない。

(事務局)

第8条 本会の円滑な運営を図るため、関東圏に事務局を置く。

2 事務局は、会長及び幹事をもって構成する。

3 会長は、事務局を構成する役員に諮り、この会則に定めるもののほか本会運営に必要な事項について、細則を定めることができる。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

2 経費は、諸業務及び諸事務遂行のために支出するものとする。

3 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

4 会長の要請により会計監査を実施した関東圏の地区幹事は、監査結果を取り纏め、会長に報告し了承を得た上、十期和会ホームページ等で会員に監査結果を示すものとする。

付 則

1 この会則は、昭和52年3月19日から施行する。

2 昭和54年11月17日の一部改正は、同日から施行する。

3 平成2年2月17日の一部改正は、同年4月1日から施行する。

4 平成5年2月13日の一部改正は、同年4月1日から施行する。

5 平成6年2月19日の一部改正は、同年4月1日から施行する。

6 平成11年3月6日の一部改正は、同年4月1日から施行する。

7 第3条第1号の一部改正(平成14年3月15日)は、平成14年4月1日から施行する。

8 第9条の一部改正(平成16年3月22日)は、平成16年4月1日から施行する。

9 第7条の一部改正(平成18年3月25日)は、平成18年4月1日から施行する。

10 会則の全面改正(平成20年3月24日)は、平成20年4月1日から施行する。

11 会則の改正(平成28年3月23日)は、平成28年4月1日から施行する。その主要改正点は、次のとおり、

(1) 幹事長を廃止し、会長を置く。

(2) 幹事は会長が委嘱し、任期は特に定めない。

(3) 総会及び十期和会通信を廃止する。

なお、この改正は十期和会運用細則にも適用する。

別表

十期和会地区区分

地区名等		対象都道府県名	
関東圏	東京地区	東京・栃木・群馬・埼玉・山梨・(海外在住者)	
	神奈川	北神奈川地区	川崎、相模原、厚木、大和、静岡、横浜の一部
		南神奈川地区	横須賀、鎌倉、三浦、平塚、茅ヶ崎、横浜
	千葉地区	千葉・茨城	
北海道・東北地区		北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟	
東海・近畿・北陸地区		岐阜・愛知・三重・滋賀・京都・富山・福井・石川・大阪・兵庫・奈良・和歌山	
中国・四国地区		鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	
九州・沖縄地区		福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	

(注)

1. 海外在住者は、事務局扱いとし、東京地区の名簿に含めるものとする。
2. 北海道・東北地区については東京地区幹事の所掌区分とする。